新居浜市ＷＥＢページ広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、新居浜市広告事業実施要綱（平成１９年要綱第４４号。以下「要綱」という。）及び新居浜市広告掲載基準（平成１９年９月７日決裁。以下「掲載基準」という。）に基づき、新居浜市（以下「市」という。）が管理する市のＷＥＢページのトップページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を表示する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものをいう。

（広告の掲載位置及び枠数）

第３条　広告を掲載する位置及び枠数は、別に定める。

（広告の範囲等）

第４条　掲載できる広告の範囲等については、要綱第４条及び掲載基準の規定による。

（広告の種類、規格等）

第５条　広告について、次の各号に掲げる事項は、別に定める。

（１）広告の種類

（２）広告の規格

（３）広告の禁止表現

（４）広告の制限事項

（広告掲載枠の売渡し）

第６条　広告を掲載する枠は、広告主の募集及び選定を行う者（以下「広告取扱業者」という。）に売り渡すものとする。

（広告取扱業者の選定）

第７条　広告取扱業者は、競争入札により最高額で落札した者とする。

２　前項の競争入札に関し必要な事項は、募集要項で定める。

（広告掲載の申込み等）

第８条　広告掲載を希望する者は、広告取扱業者に対し広告掲載の申込みを行うものと

する。また、掲載中の広告の内容の追加、変更等を行う場合も同様とする。

（広告主の募集）

第９条　広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

２　前項の公募に当たり、広告取扱業者と市が協議の上、市ホームページ等を通じて告知するものとする。

３　前２項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

（広告主の選定等）

第１０条　広告取扱業者は、広告掲載を希望する者から新居浜市ＷＥＢページ広告掲載申込書（別記様式。以下「申込書」という。）及び次に掲げる書類の提出を求め、第４条及び第５条の規定に反していないかを確認の上、広告主を選定するものとする。

（１）業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）

（２）掲載しようとする広告の原稿案

２　前項の広告主の選定に当たり、広告取扱業者は、市ホームページという性格上、地域性及び公共性の高い広告の掲載を優先させるものとする。

（広告の掲載期間）

第１１条　広告を掲載する期間は、原則として１か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

２　広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

３　広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

４　広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日に当たる場合は、市が別に定める。

（１）日曜日及び土曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178 号）に規定する休日

（３）１２月２９日から翌年１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（広告の作成及び提出）

第１２条　掲載する広告は、広告主又は広告取扱業者が第４条及び第５条の規定に基づき作成するものとする。

２　前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主又は広告取扱業者が負担するものとする。

３　広告取扱業者は、第１０条の規定により提出を求めた申込書及び作成した広告を、当該広告掲載開始日から起算して１０日前の日までに、広報担当課に提出するものとする。

（広告の審査等）

第１３条　市長は、前条第３項の規定により提出された広告の内容等が第４条及び第５条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

２　前項の審査に当たり、市長が必要な書類の提出を求めたときは、広告取扱業者はこれに応ずるものとする。

（広告掲載の方法）

第１４条　市長は、前条第１項の規定により承認した広告を、原則として広告掲載開始日の前日の午後１時から午後５時までに掲載するものとする。

２　市長は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後１時から午後５時までに取り除くものとする。

（広告内容等の修正）

第１５条　市長は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反し、若しくはそのおそれがあり、又は広告の内容等に誤りがあると判断したときは、広告主又は広告取扱業者に対して、当該広告の内容等の修正を求めることができる。

（広告内容等の変更）

第１６条　広告取扱業者は、契約の期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

２　広告取扱業者は、前項の規定により広告の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に申し出るとともに、第１２条の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。

３　前条の規定は、前項の規定により提出された広告について準用する。

（広告掲載の取消し等）

第１７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載を一時中止することができる。

（１）広告の内容等が各種法令又は要綱等に違反し、若しくはそのおそれがあり、又は広告の内容等に誤りがある認められるとき。

（２）その他、広告の掲載を継続することが適当でないと認められるとき。

（広告掲載の取下げ）

第１８条　広告取扱業者は、広告の掲載を取り下げることができる。

２　広告取扱業者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（リンク先の変更）

第１９条　広告取扱業者は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して１０日前までに市長に届け出るものとする。

（広告取扱業者の責務）

第２０条　広告取扱業者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

２　広告取扱業者は、広告の掲載により市及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

（その他）

第２１条　この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成１９年１１月１日から施行する。

この要領は、平成２０年１２月１日から施行する。

この要領は、平成２１年１２月１日から施行する。

この要領は、平成２６年５月１日から施行する。

別記様式（第１０条関係）

新居浜市ＷＥＢページ広告掲載申込書

年　　月　　日

（宛先）新居浜市長

広告申込事業者・代表者
所在地
事業者名
（肩書き）代表者氏名　　㊞
代表者住所

申込者（申込権限を有する者）
所在地（支店等）
名　称（支店等）
（肩書き）代表者氏名（よみがな）　　㊞
代表者住所
代表者生年月日

新居浜市ＷＥＢページへの広告掲載について、新居浜市広告事業実施要綱、新居浜市広告掲載基準、新居浜市ＷＥＢページ広告掲載要領及び新居浜市ＷＥＢページ広告表示基準を遵守の上、次のとおり申し込みます。

１　広告主の業種	
２　主な事業内容	
３　広告の内容	
４　広告掲載期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日 ※ 原則、月単位とする。
５　リンク先URL	
６　その他	・新居浜市が「新居浜市広告掲載基準（市税納付状況など）」に関する必要な調査を行うことに同意します。 ・新居浜市が暴力団排除措置を講ずるため、必要な調査を行うことに同意します。 ・広告関連規定上、掲載に疑義が生じた場合、新居浜市が広告代理店に対し、疑義事由（個人情報）を知らせることに同意します。

注　この申込書の記載事項及び提出書類に虚偽があった場合は、広告の掲載を取り消し、又は一時中止することがあります。